

第3回 東日本復興 CM 方式の検証と今後の活用に向けた研究会

1. 挨拶

事務局：本日は御多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、平素から建設産業行政について格別の御理解・御協力を賜り、この場を借りて御礼申し上げます。本研究会につきましては、9月に第1回を開催し、これまでの2回の研究会において、被災自治体の委員の皆様からは、被災地におけるニーズや課題などについて貴重な声をお聞かせ頂くとともに、実際に事業に携わっておられますURや日建連の委員の皆様からは、「復興 CM 方式」の仕組みや具体的な効果など、本方式の理解を深める上で大変参考となる事例について御説明を頂きました。

本日で第3回目の研究会となりますが、都市計画コンサルタント協会の委員の方から他自治体の事例を御紹介いただくこととなっております。

また、これまでの「復興 CM 方式」の取組を基に、委員の皆様からの御意見等も踏まえ、「復興 CM 方式」の評価や本方式の活用を図る上での留意点等につきまして事務局の方で案をまとめております。

委員の皆様におかれましては、大災害後の公共工事を始め、今後の我が国全体の工事発注に本方式を幅広く活用するための方策などについて、是非とも忌憚のない御意見をいただければと考えております。

本日はどうぞよろしく御願いたします。

2. 議事

都計コン：【資料1説明】

事務局：【資料2説明】

委員：資料2で基本協定書と確認書が記載されていますが、確認書の中身を見ると「確認する」という表現が使用されておりますが、双方で合意した内容が書かれているように見えます。そうすると確認書ではなく、「合意する」あるいは「合意書」という内容でも良いかと思えます。このように「確認する」という表現や「確認書」とした意図はあるのでしょうか。

委員：資料2、1ページにある、「オープンブックの実施に関する確認書」、「インセンティブ基準価格等の設定に関する確認書」及び「専門業者の選定に関する確認書」の3つの確認書についての質問です。確認というのは通常は新たな権利義務を生み出さないものに使いますが、内容的にはこれらが生じているように見えます。

UR：URではこれまで「合意書」を使用していなかったことが理由の一つとしてありま

す。「協定書」で合意を取り決めた事項を確認するため、「確認書」と書かせて頂きました。「合意書」でも良かったかもしれません。

座長：内容的には「合意書」ということのようにです。

事務局：補足しますと、「確認書」に先立って「基本協定書」を締結しています。協定書第8条で「インセンティブ基準価格が契約に先立ち価格交渉で合意した額とする」とされており、「本条項に基づき確認書で金額を確認する」という形になっています。このため、金額の確認とは実質的には「金額に合意する」という意味だと思います。

座長：ありがとうございます。他に何かございますか。

委員：資料2で紹介頂いた仕組みにおいて、工事監理業務の扱いはどうなっているのでしょうか。民間工事でも設計施工一括発注を行う場合は、工事監理を第三者としたり、内部的な監理者を義務付けたりします。今回の東北のケースでは、監理者をどのように位置付けているのでしょうか。もう一つ、リスク管理費は復興事業なので想定外の事象に対応するため協議された結果だと思います。災害というのは大きなリスクがあるため、特別扱いで良いかもしれないが、通常の工事でも様々なリスクが内在しており、リスク管理費を用意しておくことが望ましいと思います。東北のケースにおいて、リスク管理費が機能したことを踏まえ、通常の工事の中で活用するための工夫についてお聞きしたいです。

座長：事務局の方で回答をお願いします。

UR：最初のご質問にある工事管理業務についてですが、CM方式は土木工事が対象であり、URとCMRで締結する土木工事請負契約に基づき、発注者であるURに工事監督員を配置しています。監督権限は発注者が有しています。

委員：そうであれば、その部分を明記いただいた方が良いと思います。

事務局：補足ですが、席上配布資料のリスク分担表では、様々な工夫をしています。多種多様なリスク発現要素のうち、A欄の金額がリスク管理費です。リスク管理費は当初の契約の内訳に入っていませんが、リスクが発現した場合には充当することとして、当初の契約時に金額を含めて合意しています。他に丸印がB欄にある事項は、このリスク分担表では定性的な判断になりますが、受発注者それぞれで腕を組んで悩まなければいけないリスクということで、受発注者双方に2つ丸がついています。協議の結果、発注者負担となれば業務原価に組み入れられます。リスクを項目毎に丁寧に検討することにより、請負工事段階での不確定要素をある程度見込むことが出来ます。金額で計上できるリスク、金額は未確定ながらアロケーションを設定できるリスク及び現場で協議が必要なリスクに分類することができました。これらの整理は一般の公共事業においてリスクの扱いを考えていく上で有用だと思います。もちろん現場毎に表自体は変わってくると思いますが、リスクを網羅的に抽出した今回の成果が、今後の土木工事におけるリスクへの対

応方法のヒントになるのかと思います。

委員：是非とも進めて下さい。日本は非常に遅れています。

座長：ありがとうございました。他にいかがですか。

委員：リスク管理費の関連でお聞きしますが、説明頂いてとてもよく分かったことがあります。元々、不確実性の高い種類の事業において、そのリスクを事前に把握して協議も可能とする優れた制度かと思います。不確実な事項を最初に基本協定書の中でリスク管理費としてコミットされることとなると、安心して事業ができる反面、原価の算入の見積りが甘くなり、コスト縮減という意味ではデメリットになる部分もあるかと思います。席上配布資料1の中で受発注者双方に丸がついている事項又は発注者のリスクとなっている事項について、中身の担保や事前の協定書での合意以外に事後的に適切性を検証されたのでしょうか。

U R：リスクについては、当初想定できるものについては設定します。その後、各現場で地方公共団体、UR 及び CMR の三者で定例会議を行い、逐次リスクの発現度合い等を確認しています。UR と CMR の間で開催する原価管理会議でも、リスク発現状況や発現可能性の変化について確認しています。また、リスク発現を抑制する努力もしながら事業を進めていく仕組みとなっています。リスクが発現した場合は、価格交渉を経て変更契約を行った後、実施することになりますが、実施した内容については、工事目的物となれば完成後の出来型確認検査を行いますし、オープンブック方式で経費を含めた支払いの事後確認を行います。

委員：原価管理会議の協議において、事後的なチェックになっていたということですか。

U R：その通りです。

委員：ありがとうございました。

座長：ありがとうございました。他に何かございますか。

委員：3点教えて下さい。リスク分担表はよく目にするのですが、雛形というのはあったのでしょうか。2点目は、このリスク分担表の内容を時間の経過と共に見直したのか、それとも当初の分担表のままだったのでしょうか。3点目は、このリスク分担表の参考資料を回収とする理由についてお聞きしたいです。

U R：リスク分担表は、国土交通省のデザインビルドのリスク分担表を参考にしました。それに今回の復興事業の特性を踏まえた項目及びリスク管理費を追加しています。もう一つリスク分担表で発現確度が高いAのみを金額化していますが、それは確度が中低のBCを含めて全部入れてしまうと、多大な金額になりますので限定化したものです。この表を作成するにあたっては、現場を踏まえたリスクを公募時の技術提案で提案してもらい、契約締結前にCMRが決定した際にも協議をしました。このような手順を踏まえて、その地区に応じたリスクを整理しました。2点目の時間の経過に伴う表の見直しですが、ご質問のとおり、工事段階で

は新しいリスクが出てきたり、想定していた費用と異なったりします。本来は、これらを管理しなければならないのですが、実際の問題としてそこまで手が回っておらず、リスク分担の整理方法を考えてなければいけないと実感しています。

U R：リスク分担表ですが、追加もあれば、リスクが解消されている項目等もあります。配付資料については、最終的なものではないという理由で回収という形にさせていただきます。

委員：ありがとうございました。

座長：他にいかがでしょうか。

委員：リスクを取り入れた契約というのは非常に大事な話なので、復興に限らず公共建築も含めて公共事業全般に広がればと思っています。その際、一つ大事なことは、少なくとも通常の方式との比較を入れていただきたいと思います。リスクに関して言えば、建築工事ではスケールデメリットと言われるものがあります。通常であれば、大規模な工事の方が応札意欲は高くなるのですが、欠品リスクも大きくなります。規模が大きくなればなるほど欠品リスクが増加するため、大規模な建築工事が応札されないということが発生しました。通常のやり方で実施した場合の不落等のリスクを評価し、その上でこの CM 方式を適用した場合のリスクと比較していただきたいと思います。そのほうが客観性のある資料となりますし、リスク管理費などの本当の必要性も明確になると思います。

質問ですが、資料 2、5 ページで区画整理事業の流れが整理されており、UR への委託の内訳が書いてありますが、UR の管理費も必要だったと思います。通常の業務委託では一般管理費として 15～30%が必要となる気がします。UR の管理費は、どのような扱いになっているのでしょうか。この図では通常の区画整理事業費の内側で UR が全部実施したように見えます。

U R：全体の事業費の中で、配置した UR 職員の人件費等を委託費の内数で頂いています。

委員：通常の事業費の範囲内でやっているということでしょうか。市町村が直接マネジメントしたケースと、UR が受託したケースでは変わらないということでしょうか。コンサルタントに市町村が直接発注する場合の一般管理費は、契約の規模にもよりますが 10%～20%、あるいは 30%です。これと全く同じ金額で UR が実施したということでしょうか。

U R：UR の場合は事業全体を受託していますので、事業全体をコントロールする事業者の役割も合わせて受けていきます。工事の発注や業務の発注などにかかる人件費等については、地方公共団体の職員が直接行っても変わらないものだと思います。

委員：この図は CMR の枠の内側にある 1 事業だけを取り上げているものであり、工事原価やインセンティブ基準価格などに相当すると考えればよろしいのでしょうか

か。

U R：インセンティブ基準価格は、CMRの請負額からマネジメントフィーを除いたものとなります。

座 長：資料2、6ページのポンチ絵は、内訳を正確に反映したものではない概念図ということでしょうか。

U R：あくまでイメージ図です。

座 長：この図に「URの管理費が入ってないのではないか」という単純な質問だと思います。正確なものを次回までに用意していただければと思います。

委 員：多数の人員を配置しているので、費用が必要なのは当然です。各地方公共団体も派遣業務をしており、地元のマンパワー不足をフォローするための人件費等々が必要になります。これだけ費用がかかったという事実はきちんと示した方がいいと思います。

U R：費用というのは、URの経費等のことでしょうか。

委 員：結局、迅速に復興を進めるために、どの程度の費用が必要だったのか記録しておくことも重要です。内側で実施したという話ではなく、URに費用を投入した結果、これだけ早く事業が進んだと整理した方が正確だと思います。マンパワーが必要になるのは事実ですから。この図を見ると通常の事業の通りに出来ましたというイメージになってしまう。

U R：地方公共団体が直接管理をしても、マンパワーが不足する場合は、外部発注して対応することになります。そのような場合も事業費の内数の中で実施されるので、URが支援した場合と同様かと思います。

座 長：委員の質問の趣旨は内訳として管理費があるなら、それを明確にして見せた方が分かりやすいのではないかとということです。

委 員：リスク管理費について確認させていただきたい。リスク管理費は自治体からURへの委託契約の中に含まれている気がします。自治体は委託業務を発注する時は費用を積算します。リスク管理費は、使用が想定される場合の金額を積み上げてURへの委託額に含めることになると思います。このような復興交付金の使い方について、復興庁等で整理されているのか確認させていただきたい。また、リスク管理費は不透明な部分を含む事業で非常に有効だと思いますが、今回の復興事業でリスク管理費が非常に役に立った、助けられたという事例があれば、積極的に紹介されてはいかがでしょうか。

U R：リスク管理費については、契約額には含まれていません。不確定要素で予見できない事象はリスク管理費ということで想定していますが、リスクが発現する前提で事業費を確保しているわけでもありません。リスクが発現して事業費の中で賄えない時は、復興庁に増額をお願いする形になります。当初から見込んでい

のではないということです。リスク管理費によって助けられた事例として、資材の逼迫等や物価高騰への対応を可視化できたという効果があったのではないかと思います。

委員：資料2の3ページの受託額の中にリスク管理費が最初から含まれているのではないのでしょうか。

UR：例えば区画整理事業では、工事費をある程度概算で積算し、この事業は全部で幾らですという事業フレームを決定します。その際、URはその事業計画の内数で事業を受託し、さらにその受託費の内数でCMRとの契約を行います。その際のURの受託費とCMR契約額の隙間部分をリスク管理費としていますので、当然使わなかったら精算することになります。

委員：リスク管理費を積んでおいてリスクが発現しなかった場合は、自治体に返すという意味ですか。

UR：事業契約書の全体事業費で使用しなかった場合は、減額の事業契約変更をする形になります。最終的に実際に要した費用に合わせて事業計画の全体事業費を減額変更するという意味で、これは通常の事業手続どおりとなります。なお、リスク管理費を使うことがなくても他の増額要素があれば、全体事業費の枠内でやりくりするという形になります。

委員：1, 2点確認させて下さい。資料2, 3ページで、URの受託額の下に注意書きで「委託額は工事請負代金の変更等を踏まえ精算変更」と書いてありますが、要はリスク管理費が最終的に確定した場合、これが上下するので、その時に精算するという意味でしょうか。

UR：そのとおりです。工事終了時に精算をします。

委員：3ページの赤の点線と上限額①の差額が、URの経費や利益ということでしょうか。

UR：リスク管理費も使わなければ精算します。請負代金の合計と点線の差については精算してお返しします。

委員：赤の実線と、赤の点線の間空欄になっている部分がURの管理費及び利益ということでしょうか。

UR：違います。空欄部分もお返しします。

委員：そうであれば委託額と差額の部分は宙ぶらりんということでしょうか。

UR：事業計画書を最後に変更し、赤の実線の額に減額をして終わらせるということになります。

委員：分かりました。

UR：URの人件費は先ほどの事業フレームでは中に入っている形になっています。絵が少し不正確かもしれませんが、差額をURが取得するということはありません。URの人件費も各フレーム内に入っているため、差額分が減額されます。

座 長：分かりました。事務局はそのあたりの内訳をわかるように整理して下さい。

事務局：次回、分かりやすい資料でご説明します。

委 員：席上配布資料1のリスクの分担の一覧表ですが、例えば2番目の「土砂搬出等の仮橋」ですが、これは発注者と受注者と両方丸がついており、Bに協議とあります。協議が不成立の時はどういう取扱いになるのでしょうか。リスクがもし発現して協議が成立しない場合は、誰がリスク負担するのでしょうか。2分の1ずつ負担するという意味でしょうか。

U R：リスク分担を協議により決めます。協議をしてみないと分からないところもあります。

委 員：協議をして成立しなかったらどうなるのでしょうか。裁判になるのでしょうか。

U R：協議において、どちらにリスクの責があるかを決めます。

委 員：協議というのは合意ですので、「あなたのせい、うちのせいじゃない」で双方が言い合って決まらない場合は、どうするのでしょうか。協議の不成立時は裁判で決着させるのでしょうか。

U R：リスク分担の協議が決まらなかった場合についても、協議するということだけしか想定していません。

委 員：そこまで想定していなかったのなら、それで結構です。良いとか悪いとかではなく確認です。もう一つ確認ですが、リスク分担で発注者負担に丸がついているにも関わらず協議となっている。発注者がリスク負担するのであれば、協議は必要ないのではないのでしょうか。

U R：リスク分担の協議ではなく費用を協議するという意味です。

委 員：リスク分担は発注者負担にしか丸がついていない。両方についていれば協議だと分かるのですが。

U R：Aに入れているのは、この段階で読み込める金額であり、Bで協議というのはAで想定した金額を超えるリスクが発現した場合に金額を協議するという意味です。また、リスク分担を明確にし、お互いがリスクを認識することで発注者・受注者の双方がリスクを減らす努力をすることとしています。その上で、発注者リスクが発現した場合は、設計変更で対応してくれということ。リスク分担表の言葉の使い方や中身の精度等については、今後まだ議論すべきものもあっています。

座 長：分かりました。委員の皆さんが、リスク管理費やリスク分担は有用だと言って頂いています。これを一般化すれば役に立つことになりますので、更なる分析をお願いします。委員の皆さんも関心がおありのようなので、事務局の方で少し整理していただけるでしょうか。

事務局：次回、改めて整理します。

事務局：【資料 4 説明】【資料 5 説明】

座 長：ご質問やご意見等ございましたらどうぞ。

委 員：先程申し上げましたが、今回の復興事業の自治体のニーズとして迅速性はもちろんですが、人口減少を控えてどれだけクオリティーの高い復興を成し遂げられるかだったと思います。クオリティーと迅速性の両立が最も苦労した点です。現在の資料はどの技術者が実施しても同じ品質のものが出来て、それをいかに公明正大に実施するか重点が置かれています。この CM 方式を実施した結果、本当に良い物が出来たのかの検証が抜け落ちている気がします。どこの自治体も、急ぐあまり良くないものが出来ることを危惧しています。多少遅れても構わないから、もう少しクオリティーの高いものが必要という話を何度も議論してきました。実際にそのようにした地区もあります。それが本当の意味での自治体のニーズです。この CM 方式によって良いものが出来たのかについて、全く触れられていない。例えば東松島の事例で 200 何万 m³ の土の搬出を削減したという話があるが、元の設計のレベルが低かったということでもあります。急いで実施するには土量の削減が必要ということなら、一番重要なマネジメントは優秀な技術者を被災地に送り込むということです。設計の工期が短いとしても、優秀な技術者なら可能です。優秀な人をどれだけ現場に送り込めたか、マネジメントが本当に出来ていたのかということについても検証して頂きたい。総務省の復興支援員はエースを集めています。CM 方式の導入により、どれだけ日本全国の土木技術者を集められたかを、検証して欲しいと思います。良い空間の創出を迅速に実施することが重要です。そこは是非入れていただきたいと思います。

座 長：ありがとうございます。難しいご指摘ですが、どこまで出来るかは別にして挑戦してみてください。

委 員：関連するのですが、今回の場合は UR の技術力があっての話です。大災害の場合に UR に依存するというのは一つの方法ではあるが、地方公共団体は CMR 以前の問題を抱えています。スーパーゼネコン等に任せればかなりのことを実施してくれるので、CMR がいなくても良いが、工事をそんなに乱暴には発注できないため、UR が入って CM 方式を導入している。UR と地方公共団体の役割分担や、あるいは UR がどういう活躍をしたのかということを経括する必要があります。全てにおいて UR が必要となると行き過ぎだと思う。資料では常に UR の活躍が出てきているが、UR がいなくなると地方公共団体が誰かを雇わないといけなくなりますので、そこを配慮して頂ければと思います。

委 員：資料 3 では、請け負ったゼネコンが提案したと思われる VE 事例が多数あり、CM 方式の成果に見えません。建設会社に技術者がいたから良い提案が出たとしか読めないところが多いため、CMR が入ったことによる効果を示すなど、丁寧

な評価をして頂きたいと思います。

事務局：【資料 6 説明】

座 長：ご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

委 員：UR と CMR の関係ですが、UR には自治体の人員不足の補完をお願いしています。他の自治体から派遣されている職員もいついなくなるかわからない状態であり、その中で事業を着実に実施していくのは困難な状況にあります。野蒜北部地区の大規模な事業を基本設計しかない中で進捗させる必要がありました。このため、ゼネコンの力を CM という形で取り入れました。リスク分担については、東松島では市、UR 及び CM との業務分担だと捉えています。リスク費用も別の捉え方をしていました。基本設計のまま JV に発注をすることはできません。基本設計で事業費予算を組む場合は、将来の物価上昇等の様々な事象を考慮しないとイケない。それがリスクマネジメントの費用だと感じています。あともう一つ、職員が不足している中で UR に依頼をしており、その分については委託設計費用という考え方をしている。東松島市には 9 人の UR の職員が来ており、技師長、技師 A 又は B 等として委託料に含めている形です。市では全体で 5 つの委託業務を発注しており、配置されている UR 職員で分け合っています。ただ、全体事業費を組む時に工事雑費を 4% くらい見込みますが、UR の経費はあくまでも業務について積算をした金額で UR に委託しています。

座 長：貴重なご意見ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

委 員：先ほど、土木と建築の違いという発言がありました。今回の東北の震災復興においても建築と土木を分けた整理をしないとイケない。設計の扱いが全く異なっている。法制度、安衛法の統括責任者や労災の問題などを含めて、注意して整理してほしい。

座 長：ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

委 員：包括的な質問になりますが、早期に事業を実施していく中でオープンブックを採用し、工法の変更もされたとのことですが、CMR から施工業者への報酬の支払いを今後一般化していくにあたり、「こういうことで業者ともめた」とか、「こういうことを盛り込んだ方がトラブルを防げるのではないか」という事例があれば、教えて頂きたい。

U R：CMR から専門業者に対する不払いはありませんが、専門業者から下請けの支払いについては多少の問題を聞きました。ただ、通常の工事でも発生する問題だと思っています。

委 員：工期短縮で施工手順の変更や、設計変更をされていると思うのですが、「オープンブックの関係で手間が増えた」とか、「予定がダメになったので費用を認めて

ほしい」等の話はなかったでしょうか。

委員：今のご質問を聞いて私も思ったのですが、本方式のデメリットとまでは言えない課題に関する情報が少ないと思いました。実際になかったのであれば素晴らしいですが、問題が発生していても不思議ではありません。本当の意味でのステップアップの材料になるので、問題が発生したのであれば整理してくれるとありがたい。整理の結果、必要であれば本研究会で検討をした方が良いと思います。もしかしたら、法的な問題や、重要な問題があるかもしれません。

委員：関連するのですが、資料 2、1 ページで CMR の下に調査会社、設計会社、建設会社が並列的に書かれていますが、建設会社の下に更に下請けも存在しますが、簡略化されていると解釈してよろしいでしょうか。この図で、全部というのはあり得ないと思います。

事務局：建設会社の下には二次、三次という形で当然発注がされていきますので簡略化した図です。

委員：被害調査をしている時に仮設住宅の設計をしている方にお話を伺う機会がありました。時間と人が少なく、民法等の法令を順守することが困難な場合があるとのことでした。下請けとの関係を含めて非常時に弾力的な運用が出来るような方向で検討いただければと思います。もう 1 点は先ほどお話しされていたところと関係するのですが、リスク分担表で、協議というのが気になります。地元の小さな小規模な業者ですと、対等に協議するのは難しいと思います。その様な場合に第三者が中に入る仕組みを考えて頂きたいと思います。

座長：ありがとうございました。

委員：資料 5 の今後の活用というところで、ツールは A から F とあるのですが、これらは単独で提供する方針なのか、それとも包括的なものとして活用を考えていくのかを教えてください。

事務局：今回の東日本大震災のような復興事業では A から F、全てパッケージとして活用されると思います。そこまで必要ない事業については、A のマネジメントだけを適用し、適切な施工監理に有効な場面もあると思います。次の B の設計・施工は民間の建築でも広く実施されており、確立したやり方です。復興事業ではこの早期事業、次期事業と順次ローリングしながら同時平行的に工事を実施する場合に有効でした。それから、コストプラスフィーの C と D のオープンブックはワンセットのようなところがあります。コストを明確化しながら透明化を図っていく事業として、C と D の適用を検討することは可能だと思います。それから E のリスク管理費は、観点が異なっていますが、これも C と D とセットになるような形態のものかと考えています。最後 F の専門業者選定は、通常の公共事業でもそれほど難しくない活用方法だと思います。事業によって、フルで活用する場面と単発で活用する場面が想定されますので、それも念頭に置きながら整理したいと

考えています。

委員：ありがとうございました。

委員：今の点も含めて少し論点を絞りすぎているのではないのでしょうか。AからFのツールは契約方式のあり方であり、復興とは関係なく適用可能な話になっていきます。URを主体にして、マンパワーを補いながら柔軟な運用をするために考えられた制度であり、まずは反省や評価をしないといけない。次の大規模災害が起きた時に本当にURに頼んで良いのかとい議論をしておく必要がある。その上で、このようなツールが有用だったので、一般の公共事業にも適用して行こうという話だと思う。いきなり、様々なツールを取り上げて評価するのではなく、前段階の評価が必要だと思います。

座長：ありがとうございました。この研究会が取り扱っている範囲というものもありますので、ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

委員：AからFのツールの中で、CのコストプラスフィーとDのオープンブックがセットだとのお話がありました。他のマネジメントの活用やリスク管理費については、早期の事業進捗やコストが縮減等のわかりやすい効果が多かったと思います。しかしながら、オープンブックについてはコストの透明化、プロセスの簡略化又は事務の効率化に関する判断材料があまり見えないように感じています。復興という特殊な状況を考慮しなければならない部分もあるかと思いますが、ツールの活用をしていくには、目に見えない部分の担保の仕方を検討していく必要があると思います。このオープンブックでは、何を開示し、どのように使われたのか、また、先ほどインセンティブフィーがあまり有効ではなかったと話もありましたが、インセンティブの活用状況を含めて、教えて頂ければと思います。

座長：ありがとうございました。

委員：「早かろう、高かろう」では駄目です。「早かろう、適正価格」が必要とされる中で、「早かろう」は様々な工夫をマネジメントと現場の知恵出し等で実現しました。「高かろうではない」ために、オープンブックで担保し、インセンティブフィーでコスト縮減の知恵出しを促進したということだと思います。AからFのツールについては、「一つ一つ使って下さい」ではなく、「震災復興事業の知見からこのようなケースにはこういうパターンが活用できる」といった提示の仕方が肝になるのかと思います。先ほどの法的な面も含めて、実態に即した整理をしていただければと思います。

座長：ありがとうございました。

委員：復興事業以外にも言えることなのですが、コストを下げる方のインセンティブではVE等、様々な形で実施されていますが、質を高める方のインセンティブが公共事業全般にありません。人件費を削減できるため、設計は手を抜けば抜くほど利益が出ますし、工事も丁寧に施工するインセンティブが全くなく、検収条件ギ

リギリの施工をするのが一番儲かります。丁寧にコンクリートなどを施工すれば耐久性も向上するので、そのような施工を評価し、良い物を造ることに対するインセンティブを与える必要がある。そうしないと技術力が伸びません。このことは、復興事業でも如実に表れており、土木技術者等が集まったのですが技術の底が見えて怖くなりました。是非、通常の事業も含めて良い物を作れば、適切な利益が得られる仕組みをこの中で書いて頂ければと思います。

座 長：ありがとうございます。

委 員：北陸地方整備局の総合評価委員会では、技術評価のポイント制を作っていました。その中で点検の時に非常に良く施工されたものには次回入札が行われた時に加点を与えるなどの取り組みを行っています。優先的にその事業者を採用する等の工夫が出来るのではと思いました。

座 長：ありがとうございました。

以上